



ごか

2012
7 月号
No.763



主な目次

- 熱中症に気をつけましょう!2
- 平成23年度財政状況の公表3
- 国民健康保険について4・5

第61回利根川水系連合水防演習

5月19日、久喜市栗橋地先において、国土交通省、1都6県主催により開催されました。

本町からは、利根川栗橋流域水防事務組合として、五霞町消防団が水防訓練の水防工法に参加しました。

熱中症に気をつけましょう！



今年の夏も暑くなりそうです。夏本番に向けて、気温が上がるにつれ、熱中症になる方が増えてきます。熱中症を知って、しっかりと予防し、元気に夏を過しましょう。

熱中症は、室温や気温が高い中で、作業や運動により、体内の水分や塩分などのバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、体温上昇・めまい・体のだるさ・けいれんや意識の異常など、様々な症状を起こす病気です。重症になると命にかかわります。家の中でじっとしていても室温や湿度が高いため、熱中症になることもあります。日頃から次の事に気をつけ、熱中症を予防しましょう。

① 暑さを避ける

- ・外出時は日陰を選び、帽子や日傘を利用する
- ・すだれ、カーテンを利用し直射日光を防ぐ
- ・窓を開け風通しをよくする

② 服装を工夫する

- ・最近開発されている吸汗・速乾素材の服を活用する
- ・襟元はなるべくゆるめて通気を良くする

③ こまめに水分を補給する

- ・のどが渇く前、または外出する前から水分を補給する

④ 急に暑くなる日に注意する

- ・暑い環境に体が慣れるには1カ月程度かかるので、暑くなり始めや急に暑くなる日には熱中症に気をつける

⑤ 暑さに備えた体作りをする

- ・日頃からウォーキングなどで汗をかく習慣を身につけ、夏の暑さに負けない体づくりに取り組む

⑥ 体調管理

- ・食事は抜かない
- ・夜更かしはせず、体を休める
- ・深酒をしない



もしかしたら「熱中症かな？」と思ったら

風通しのよい日影やクーラーの効いている室内に移動し、衣服を緩めて楽にします。

そして、扇風機やうちわなどで風を当てて、体を冷やします。意識がはっきりしていれば、水分を少しずつ、こまめにあたえます。症状が改善すれば、受診の必要はありませんが、改善が見られないときは受診してください。

呼びかけても反応がないなど、意識障害があるときや自力で水分摂取が出来ないときは救急車等で急いで医療機関で診察を受けてください。

今年の夏も節電に取り組まれるご家庭も多くあると思います。無理をせず、エアコンや扇風機を上手に利用し、暑い夏を乗り切りましょう。

子どもは、地面の照り返しにより、大人よりも高い温度にさらされていて、かつ、汗腺などが未熟です。体温調整機能が十分に発達していないため、注意が必要です。遊びの最中には水分や休憩をこまめに取り、外出時は服装の色や素材に注意し、帽子も必ずかぶりましょう。高齢者は汗をかきにくかったり、暑さを感じにくく、体温を下げるための体の反応が弱くなっているため、自覚症状がなくても熱中症になる危険があります。喉が渇かなくてもこまめに水分を補給したり、温度計を利用し、部屋の温度をこまめに確認するように心がけましょう。子どもや高齢の方は、自分自身の健康管理が難しい面もあります。周りの方が気にかけてあげることが大切です。



平成23年度

財政状況の公表

(3月末現在)

町では、皆さんに納めていただいた税金などがどのように使われ、町の財政がどのように運営されているか、地方自治法に基づき年2回財政状況を公表しています。

今回は、平成24年3月末現在の予算執行状況をお知らせします。平成23年度会計は、5月末まで(出納整理期間)に整理し最終の決算となります。

一般会計

平成23年度一般会計の予算額は、当初36億7,000万円です。スタートし、これまでの補正額14億2,732万円と22年度からの繰越額3,063万円を追加し、51億2,795万円となっています。

この予算額に対して、歳入では39億1,531万円(予算額の76.4%)が収入済で、歳出では33億2,544万円(同64.8%)が支出済となっています。

ほかの会計については、表のとおりです。

一般会計

歳入	収入額 39億1,531万円	執行率(76.4%)
	予算額 51億2,795万円	

歳入	収入額	執行率
町税	20億8,698万円 20億6,022万円	(101.3%)
地方交付税	5億2,626万円 5億2,626万円	(100.0%)
国庫支出金	2億1,018万円 2億4,373万円	(86.2%)
県支出金	6,717万円 9億4,520万円	(7.1%)
繰入金	7,445万円 1億2,524万円	(59.4%)
繰越金	5億8,043万円 5億8,043万円	(100.0%)
町債	310万円 2億4,380万円	(1.3%)
その他	3億6,674万円 4億307万円	(91.0%)

※歳入・歳出の並びは、上半期財政状況の公表(広報ごか2011年11月号)と同じにしてあります。

歳出	支出額 33億2,544万円	執行率(64.8%)
	予算額 51億2,795万円	

歳出	支出額	執行率
総務費	4億2,003万円 5億2,653万円	(79.8%)
民生費	6億5,931万円 10億235万円	(65.8%)
衛生費	4億5,632万円 5億163万円	(91.0%)
農林水産業費	8,977万円 9億3,298万円	(9.6%)
土木費	1億1,906万円 3億4,980万円	(34.0%)
教育費	2億9,045万円 3億5,268万円	(82.4%)
公債費	3億9,417万円 4億9,585万円	(79.5%)
その他	8億9,633万円 9億6,613万円	(92.8%)

企業会計

会計	区分	収益事業			資本事業		
		予算額	執行額	執行率	予算額	執行額	執行率
水道事業	歳入	4億6,432万円	4億5,260万円	97.5%	5,810万円	5,615万円	96.6%
	歳出	4億6,331万円	4億4,916万円	96.9%	2億9,814万円	2億9,023万円	97.3%

特別会計

会計	予算額	区分	執行額	執行率
国民健康保険	11億236万円	歳入	8億8,383万円	80.2%
		歳出	9億9,238万円	90.0%
後期高齢者医療	1億3,653万円	歳入	5,462万円	40.0%
		歳出	1億3,372万円	97.9%
介護保険(事業勘定)	5億3,645万円	歳入	3億7,920万円	70.7%
		歳出	4億6,918万円	87.5%
介護保険(サービス勘定)	329万円	歳入	378万円	114.9%
		歳出	223万円	67.8%
公共下水道事業	3億2,800万円	歳入	8,537万円	26.0%
		歳出	2億9,847万円	91.0%
農業集落排水事業	1億8,136万円	歳入	4,371万円	24.1%
		歳出	1億5,114万円	83.3%

町債の状況

(3月末現在)

一般会計	39億4,056万円
特別会計	44億9,261万円
企業会計	29億840万円
合計	113億4,157万円

町有財産の状況

(3月末現在)

土地	363,824㎡	建物	34,880㎡
			
車両	48台 (特殊車両、バス等含)	基金	20億191万円
			

国民健康保険について

職場の健康保険や後期高齢者医療保険制度加入者、生活保護を受けている人以外は、すべての人が国民健康保険の加入者（被保険者）となります。

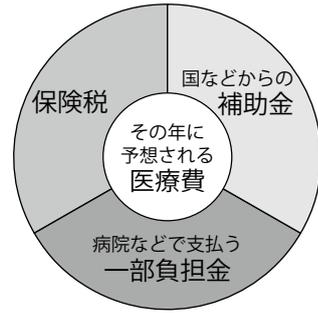
国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者のみなさんが保険税を出し合う相互扶助の制度です。国保税の納付にご協力をお願いします。

なお、本年度の納税通知書の発送は7月中旬を予定しております。第1期の納期限は7月31日（火）ですので、納め忘れにご注意ください。

国民健康保険税について

○保険税額の決め方

その年に必要となる医療費を予測し、そこからみなさんが医療機関で支払う自己負担金と、国などからの補助金を差し引いた金額が国保税の総額となります。国保税の税率は市区町村ごとに定められ、一世帯ごとの保険税が算定されます。



国保税の納税義務者は世帯主の方です。世帯主の方が国保以外の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国保の加入者が1人でもいれば、納税義務者（擬制世帯主）となります。

国民健康保険税の計算方法

医療分（下表①）、後期高齢者支援分（下表②）及び介護分（下表③）を計算し、合計したものが世帯の1年間（4月から翌年3月まで）の国保税となります。年の途中で加入した場合は、その月数に応じて月割計算されます。

なお、医療分と後期高齢者支援分は加入者全員に、また、介護分は40歳から64歳までの加入者に課税されます。

平成24年度の税率と賦課限度額

	医療分①	後期高齢者支援分②	介護分③ (40歳から64歳)
所得割 (加入者の前年の所得に応じて計算)	7.8%	2.0%	1.3%
資産割 (加入者の固定資産税額に応じて計算)	30.0%	8.0%	7.0%
均等割 (1人当り)	20,000円	5,000円	7,000円
平等割 (1世帯当り)	20,000円	6,000円	6,000円
賦課限度額	510,000円	140,000円	120,000円

国民健康保険税の軽減について

○均等割・平等割の軽減

国保加入世帯の所得額に応じて、税額の軽減措置があります。税額の軽減は、国保税のうち加入者数に応じてかかる均等割と加入世帯にかかる平等割が対象

軽減判定の基準

軽減割合	基準となる所得金額（擬制世帯主を含む世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額）
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円 + (24.5万円 × 世帯主を除く被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下
2割軽減	33万円 + (35万円 × 被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下

※**擬制世帯主**…国保の被保険者の属する世帯で、その世帯主が国保に加入していない場合であっても、国保税の納税義務者は世帯主となり、擬制世帯主といえます。

※**特定同一世帯所属者**…国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。ただし、後期高齢者医療の被保険者となった時点の世帯主に変更があった場合や、後期高齢者医療被保険者となった日の属する月以降5年を経過した場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。

となりません。また、この軽減を受けるための手続きは不要ですが、世帯被保険者のうち、税法上の被扶養者を除いて、町に前年中の所得情報の無い方（所得未申告者）がいる場合、国保税の正確な算定や軽減の判定ができませんので、ご注意ください。

○**倒産、解雇等により離職された方の軽減**
 会社の倒産や解雇等により離職された方（非自発的失業者）に対し、国保税の軽減制度があります。

【対象者】

- ・雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇等による離職）
- ・雇用保険の特定理由離職者（雇止めなどによる離職）

なお、他の健康保険への加入等により国保を脱退しますと、本軽減は対象外となります。

【軽減内容】

- ・国保税のうち、所得割の算定について、前年の給与所得を100分の30とみなす
- ・高額療養費等の所得区分判定も同様となる

【軽減期間】

離職日の翌日からその月の属する年度の翌年度末まで

【申請】

- ・場 所 町民税務課②窓口
- ・持参するもの 印鑑、被保険者証、公共職業安定所（ハローワーク）で発行する雇用保険受給者証

として失業給付を受ける方

国民健康保険税の納め方

○普通徴収

現金または口座振替により納付いただきます。(納期は8期あります)

○特別徴収(年金からの天引き)

特別徴収対象被保険者(注1)の年金の支払時に、国保税を差し引かせていただきます。(申し出により口座振替に変更することも可能です。)

(注1) 次の要件をすべて満たす方

1. 世帯主が国保の被保険者。
2. 世帯内の国保加入者が65歳以上74歳未満。
3. 世帯主が年額18万円以上の年金を受給している。
4. 世帯主に係る国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えない。

○納付時期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
普通徴収				●	●	●
特別徴収	○				○	
仮徴収						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	●	●	●	●	●	
特別徴収	◎		◎		◎	
本徴収						

国民健康保険税の滞納について

国保税を滞納すると次のような措置がとられます。

- ① 納付期限を過ぎると督促を受けたら、延滞金が増加される場合があります。
- ② 更に滞納が続くと、有効期間の短い短期被保険者証(※1)が交付され、財産差押え等の滞納処分に伴う調査等に着手される場合があります。
- ③ 納期限から1年が過ぎると短期被保険者証の代わりに、被保険者資格証明書(※2)が交付される場合があります。その際にかかった医療費はいったん全額自己負担となります。
- ④ 納期限から1年半が過ぎると療養費、高額療養費、葬祭費などの国民健康保険の給付が全部、または一部が差し止められます。
- ⑤ それでも納付がない場合は、差し止められた保険給付から滞納している国保税に充てられる場合があります。

※1 短期被保険者証

国民健康保険の給付を受けることはできませんが、使用期限が短期間で定められており、保険証の定期更新を役場窓口で受けることとなります。

※2 被保険者資格証明書

国民健康保険の被保険者の資格があることを証明するだけで、保険証とは異なります。

加入、脱退には必ず届出を

加入の届出が遅れると、その間の医療費が全額自己負担になり、国保税についてはさかのぼって課税されます。

また、職場の健康保険に加入した時など、国民健康保険を脱退する時も手続きが必要となります。届出が遅れると、本来支払う必要のない国保税が課税されてしまいます。

加入している健康保険に異動があった場合は、14日以内に届出をお願いします。

退職者医療制度について

65歳未満で国保に加入している人のうち、厚生年金や共済年金に20年以上、もしくは40歳以降に10年以上加入して年金を受給している方は、「退職者医療制度」で医療を受けることができます。医療機関受診時の自己負担割合は一般の国保と同様です。

該当する方は、年金証書を持参のうえお手続きください。

	こんな時は手続きを	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	勤務先の健康保険をやめた時	印鑑、勤務先の健康保険をやめた証明書
	勤務先の健康保険の被扶養者でなくなった時	印鑑、被扶養者でなくなった事が分かる証明書
	子供が産まれた時	印鑑、保険証、母子手帳
	生活保護を受けなくなった時	印鑑、保護廃止決定通知
国保をやめるとき	他の市町村に転出する時	印鑑、保険証
	勤務先の健康保険に加入した時	印鑑、国民健康保険と勤務先の健康保険の両方の保険証
	勤務先の健康保険の被扶養者になった時	
	死亡した時	印鑑、保険証(世帯主死亡の場合は世帯全員の保険証)、死亡を証明するもの
	生活保護を受け始めた時	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
その他	退職者医療制度の対象となった時	印鑑、保険証、厚生・共済年金証書
	町内で住所が変わった時	印鑑、保険証
	世帯主や氏名が変わった時	印鑑、保険証

○お問い合わせ

町民税務課(資格) 町民G
(国保税) 税務G

☎ ☎
(84)(84)
1 1
9 9
6 6
6 5

町職員を募集します

町では、平成 25 年 4 月 1 日から採用する正職員を募集します。応募される方は、次の募集要項を確認のうえお申し込みください。

五霞町職員募集要項	
採用区分	一般行政職（本庁舎または出先機関で一般事務に従事。）
採用予定人数	若干名
受験資格	昭和 58 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた方で、大学・短大・専門学校・高等学校を卒業または卒業見込みの方 ※ただし、地方公務員法第 16 条（欠格事項）に該当する場合は受験できません。
試験方法	A 試験（大学卒）
	B 試験（短大・高校卒等）
○1 次試験 教養試験（作文含む。） ○2 次試験 口述試験及び身体検査 ※2 次試験は、1 次試験合格者のみ実施します。	
試験日及び場所	・1 次試験 9 月 16 日（日） 茨城大学（水戸市文京 2-1-1） ・2 次試験 11 月中旬 ※詳細な日時及び試験場所は 1 次試験合格者に通知します。
合格者の発表	・1 次試験 10 月中旬 ・最終合格者 11 月下旬
給与	条例等に基づき給料、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等を支給条件に応じて支給されます。 また、条例に基づく初任給については、前職等の経歴のある場合は、所定の金額が加算されます。
受付期間	7 月 2 日（月）から 7 月 31 日（火）まで 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで ※閉庁日は除きます。
お申し込み方法	・申込書の請求 申込書は総務課へ請求してください。 郵送にて請求する場合は、封筒に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、あて先明記のうえ 120 円切手を貼った A4 版の返信用封筒を同封してください。 ・お申し込み先 総務課へ持参または郵送してください。 郵送の場合は、 <u>受付期間内必着</u> とし、封筒（A4 版）の表に「採用試験申込書在中」と朱書きすること。また、必ず簡易書留で郵送すること。（簡易書留によらない場合の事故については、責任を負いません。）
お問い合わせ	〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町大字小福田1162-1 総務課 秘書・人事 G ☎ (84) 1111 内線 227

臨時職員を募集します

町では、臨時職員（一般事務補助）を募集します。希望される方は、次の募集内容を確認のうえお申し込みください。お申し込みされた方の中から、面接などによる選考のうえ採用します

人数	1 名
応募資格	・普通免許を有する方 ・パソコン操作のできる方（文書作成、表計算等） ただし、地方公務員法第 16 条（欠格事項）に該当する場合は応募できません。
雇用期間	平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 2 月 28 日まで 6 カ月間
勤務時間	原則として月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
賃金	日給 6,400 円 ※別途通勤手当、割増給、臨時給があります。
受付期間	7 月 2 日（月）から 7 月 20 日（金）まで 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで ※閉庁日は除きます。
お申し込み方法	市販の履歴書に所要事項を記入のうえ、運転免許証の写しを添えてお申し込みください。なお、郵送の場合は、受付期間内必着とします。
お申し込み先 お問い合わせ	〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町大字小福田1162-1 総務課 秘書・人事 G ☎ (84) 1111 内線227



環境美化運動が実施されました

環境美化運動の日（ごみゼロの日）に併せて、5月27日、町内全域において環境美化運動が実施されました。

当日は、道路などに捨てられたごみを拾い、全体として約4,560kgのごみが回収されました。この回収量は昨年度よりも140kg減少しており、環境に対する意識の向上がうかがえました。ポイ捨てされないきれいな町を目指し、普段から環境美化に努めましょう。



竹内邦博行政相談員が関東管区行政評価局長表彰を受賞しました



5月17日、町の行政相談員の竹内邦博氏が、多年にわたり行政相談員として活躍いただいた功績をたたえられ、総務省関東管区行政評価局長から表彰されました。行政相談員は、総務大臣から委嘱され、住民の相談役として、行政サービスに関する要望、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどを受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する連絡などの仕事を行っています。

交通安全子ども自転車境地区大会が行われました

6月5日、坂東市岩井体育館において、交通安全子ども自転車境地区大会が開催され、境警察署管内の小学校から9チームが出場し、当町からは五霞東・西小学校からそれぞれ2チームずつ出場しました。

当日は、日頃練習した成果を十分に発揮し、団体の部では五霞西小学校Aチームが準優勝、また、個人の部では五霞西小学校藤沼蒼湖さん（6年生）が第1位に輝きました。

最近では、県内でも自転車による交通事故が多発していますので、安全な運転を心掛けましょう。



交通安全教室が開催されました



境地区交通安全協会五霞支部、五霞町交通安全母の会、境警察署の協力による「交通安全教室」が開催されました。

6月9日は、五霞西小学校において、PTA役員・地区委員及び小学1年生の保護者が、子どもたちの交通ルールを指導する立哨のポイントなどを学びました。

また、6月11日には、五霞東・西小学校の児童を対象に教室が開催され、1年生から3年生は「正しい歩行の仕方」、4年生から6年生は「正しい自転車の乗り方」を講話及び実技指導で学びました。児童が毎日安全に登下校できるようにみなさんのご指導・ご協力をお願いします。

第25回さしま環境管理事務 組合管内高齢者親善ゲート ボール大会が開催されました

5月29日、猿島コミュニティセンター（境町）において、第24回さしま環境管理事務組合管内高齢者親善ゲートボール大会が開催されました。

当日は天候にも恵まれ、組合管内の市町から12チームが出場し優勝を争いました。

町からは、幸主チームと小福田KGBFチームが出場し、幸主チームが優勝、小福田KGBFチームが第3位と両チームともに日頃の練習の成果を発揮しました。

高齢者のみなさん、ご近所のゲートボール場に足を運んで、楽しく汗を流してみませんか。



五霞町商工会青年部による 美化運動が実施されました



6月3日、五霞町商工会青年部による環境美化運動が実施されました。

この運動は、青年部と地域における絆を確認するとともに感謝し、今後さらに強化していくこと等を目的として全国の商工会青年部員が同日・同時刻に様々な運動を実施したものであり、当町では、国道4号線五霞跨道橋下に捨てられた可燃ごみやびん及び缶類等のごみを収集しました。

環境美化に関する運動を実施することにより、ポイ捨てされないきれいな町を目指しましょう。

第5回さつき展が 開催されました

開催されました

6月1日から3日までの3日間、道の駅「ごか」情報館前において、文化協会加盟団体 五霞町さつき会（藤河照雄会長）主催の第5回五霞町さつき展が開催されました。開催期間中には、町内や近隣市町のさつき愛好家のみなさんの、丹精込めて育てあげられたさつきが出展されました。

来場者のみなさんは、1本から何色もの花が咲くさつきなどに足を止め、楽しんでいました。



まち・体育協会関係大会結果

■第32回五霞町GB連合会

ゲートボール絆大会

○日時 5月21日

○場所 ごかみずべ公園

○参加 10チーム

○結果 優勝 堀之内チーム

準優勝 宮前Bチーム

第3位 宮前Aチーム

■第64回(春)

町民ソフトボール大会

○日時 5月13日、20日、27日

○場所 中学校グラウンド・原宿台運動公園・丸池台球場

○参加 13チーム

○結果 優勝 原宿台Bチーム

準優勝 小福田チーム

第3位 大福田チーム

土与部チーム



優勝した原宿台Bチーム

児童館 ごどものひろば



しっぽ取りゲーム

南児童館では、5月14日に「しっぽ取りゲーム」を行いました。



2チームに分かれ、それぞれ違う色の紙テープのしっぽを付けます。自分のしっぽを取られないようにしながら、相手チームのしっぽをどれだけ多く取れるかを競います。

しっぽを取った時も取られた時も、歓声があがりました。幼児から小学生までみんな楽しく参加していました。

手作りクッキング



西児童館では、5月10日に「手作りクッキング」を行いました。

三角巾とエプロンをかけ準備ができたなら、クッキングの始まりです。今回は、プリンアラモ

ードを作りました。プリンをホイップや切ったバナナ、いちごで飾って、とてもおいしく食べました。

手作りクッキングは、小学生を対象に年10回を予定しています。毎回募集していただきますので、ぜひご参加ください。

7月の行事予定

- 西児童館 ☎(84)2321
 - ・星に願いを
 - ・ちびっこ広場
 - ・手作りクッキング
 - ・避難訓練
 - ・そうめん流し
- (母親クラブ主催)
 - ・キラキラシャボン玉
- 南児童館 ☎(84)3456
 - ・ドッジボール大会
 - ・ママといっしょ
 - ・ママといっしょ
 - ・みんなでクッキング
 - ・ママといっしょ
 - ・お楽しみ会
 - ・シャボン玉飛ばそう



思いやりの心で明るい社会を

男の子、女の子の違いについて考えよう

五霞西小学校
4年生、5年生の道徳授業から

「さあ、男の子、女の子と聞いて、どんなイメージが思い浮かびますか?」という質問に、たくさん意見が出ました。

○「スカートも、外国では、男の人もはいている国があります。」(教師側が、今流行の「男子スカート」の写真を紹介して、スカートも男女の関係がない黒板の真ん中に。)

○赤いランドセルは、やっぱり女子じゃないですか。と男子意見。

○男子だって、赤いシャツや赤いズボンをはきます。だから、赤だからって女子とは限らないんじゃないですか? (その日、教師も真っ赤なTシャツ。赤ランドセルも、男女の関係がない黒板の真ん中に。)

最後に、左右に残ったのは、女の子の「赤ちゃんを産む」だけでした。

《授業の感想》

【男の子・強い・運動神経がいい・運動が好き・サッカーが好き・すぐケンカする・髪の毛が短い・外遊びが好き・よく怒る・忘れ物が多い・うるさい・青か黒が好き・元気があ

○男女に違いは、ほとんどないんだなあと思いました。赤ランドセルは、女子だけかと思いましたが、男子が持っても変じやないと思いました。

○男女、どちらも同じことに気がつきました。私は服や髪の毛の長さなど男女を決めていたので、気をつけようと思いました。

○男と女は全然違うと思っていました。でもこの授業で、男女はほとんど同じなんだなと思いました。男女、仲よくして、協力していくことが大切なんだなと思いました。

○男子も女子もほとんど同じなので、男女差別しない方がいいと思いました。

○「女のくせにだらしな

【女の子】・AKBが好き・優しい・スカート・習い事が多い・髪の毛が長い・おしゃべり好き・ピンクや赤水色が好き・料理がうまい・アクセサリー好き・赤ランドセル・赤ちゃんを産む・虫が嫌い・あまい食べ物が好き・おとなしい・持ち物を大切に

○「女のくせにだらしな

黒板の右側に男子、左側に女子のイメージが並べられた瞬間、たくさんの反論意見が飛び出しました。

○ぼくもあまい食べ物が好きです。男女は関係ないです。

○私は、女子だって運動神経がいいと思います。

○女子も、外で遊ぶ事が好きだと思います。

○男のくせに...とか、女らしく...とか、差別しないように生活したいです。

○体の区別以外は、男女は違いがないと分かりました。

男女、差別なく協力してお互いが尊重し合える生活すること、男らしく、女らしくより、人間らしく温かく生活することに気づき、これからの生活の糧となってほしいです。



※意見を聞いて、男女の違いのないものは、黒板の真ん中に集めました。するとほとんどの意見が男女関係なく、真ん中に集まりました。その後、

男女、差別なく協力してお互いが尊重し合える生活すること、男らしく、女らしくより、人間らしく温かく生活することに気づき、これからの生活の糧となってほしいです。

(No.443)

ごかのお知らせ

お知らせ

国民健康保険高齢受給者証の送付のお知らせ

(町民税務課)

国民健康保険では70歳から74歳までの被保険者に「国民健康保険高齢受給者証」が交付されています。

現在交付されている高齢受給者証は有効期限が7月31日までとなっており、8月1日から使用する高齢受給者証は7月下旬に発送予定です。8月からは新しく送付された高齢受給者証をご使用ください。

また、医療機関にかかるときは、被保険者証と高齢受給者証を一緒に提出してください。

※8月以降になりましたら、有効期限切れの高齢受給者証は処分してください。

国民健康保険高齢受給者証とは
○対象者 70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方

※受給者証は70歳の誕生月の翌月1日（1日生まれの方は誕生月）から有効です。該当者には郵送で高齢受給者証を送付します。（75歳未満で後期高齢者医療被保険者の方は対象から除きます。）

○負担額

外来時の医療費の負担割合は、次のとおりです。

- ・2割（平成25年3月31日まで1割）：各種控除後の課税所得額が145万円未満
- ・3割：各種控除後の課税所得額が145万円以上（一定以上所得者）

※負担割合は毎年判定します。

※3割負担となった人のうち、同じ世帯の70歳以上で、国保加入者の前年中の収入金額が一定未満のときは、申請により2割負担（平成25年3月31日まで1割）となります。（該当する方には通知します。）

負担額、負担割合の変更は、基準に該当しても申請がなければ変わりません。

※所得または収入額に変更があるときは、負担割合が変わることがあります。

※受給者証は1年ごとに毎年8月1日の更新になります。

○お問い合わせ
町民G（内線2333）

住民票の様式等変更について

(町民税務課)

7月9日から、住民基本台帳法改正により住民票の様式が変わります。それに伴い、次のとおり記載人数が変更となります。

○変更点

・世帯全員の写し（謄本）
変更前 1枚5人まで 300円
変更後 1枚4人まで 300円

○お問い合わせ

町民G（内線2322）

後期高齢者医療被保険者証の送付及び保険料のお知らせ

(町民税務課)

現在交付されている後期高齢者医療被保険者証は有効期限が7月31日までとなっています。

8月1日から使用する被保険者証を7月下旬に発送しますので、8月からは新しく送付される被保険者証を使用してください。8月以降になりましたら、有効期限切れの保険証は処分してください。

また、後期高齢者医療保険料額決定通知書は7月中旬に送付

します。

※後期高齢者医療制度は75歳以上の方（一定の障害をお持ちの方は65歳以上）が加入する制度です。

○お問い合わせ

税務G（内線252）

所得の申告、お忘れではありませんか？

(町民税務課)

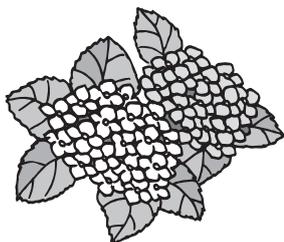
前年中に給与、賃金等の支払いを受けた方や営業、農業等による事業収入がある方で、町民税の納税通知書が6月に到着しなかった方（給与天引きによる町民税の納税者及び非課税者は除く）は、所得の確定申告が必要となる場合があります。

町民税の納税通知書が届かず、疑問に思われましたら、必ずご連絡ください。

国民には所得の申告をする義務があります。故意に申告を逃れることは許されません。

○お問い合わせ

税務G（内線254）



個人事業税の納税は便利な口座振替で

(町民税務課)

個人事業税の納税は、公共料金と同じように預金口座から自動的に振替納税ができ、安全で大変便利です。

お申し込みは、預金口座のある金融機関で行えますので、印鑑をご持参ください。

お問い合わせ

筑西県税事務所 総務課

☎0296(24)9184

国民年金の学生納付特例制度

(町民税務課)

国民年金は、高齢または事故、病気で障害が残ったときなどに私たちの生活が損なわれることのないよう、お互いを支え合う制度です。20歳以降の在学期間中の保険料を猶予し、社会人になつてから保険料を納めてもらう学生納付特例制度があります。

対象となるのは、大学(大学院)、短大、高等、高専、専修学校等に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が原則118万円以下であるときです。申請は、毎年度必要となります。

○申請場所 町民税務課

○手続きに必要なもの

・印鑑

・学生証(在学証明書)の写し

※一部、学校法人の認可を受けていない学校は適用されません。

※学生以外で、所得がない場合等には別の免除制度がありますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ

町民G(内線230)

すくすく相談のお知らせ

(健康福祉課)

ことばや心身の発達の心配のある乳幼児と保護者を対象に、臨床心理士・保健師等による発達相談を月1回実施しています。個別相談で、事前に予約が必要です。

日時

7月13日(金)、8月10日(金)

9月7日(金)

○受付 午後1時から4時まで

○場所 保健センター

○お申し込み・お問い合わせ 保健センター ☎(84)1910

ふれあいハート教室について

(健康福祉課)

こころの病を持つ方のためにデイケア(ふれあいハート教室)を実施しています。

病院に通院しながら家庭で過ごしている方、レクリエーションやスポーツなどを通じて仲間と楽しい時間を過ごしませんか。

関心を持たれた方はお気軽にお問い合わせください。

日時

7月5日(木)、8月2日(木)

9月6日(木)

午前9時30分から11時まで

○場所 保健センター

○お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910

今年金婚式(入籍50年目)を迎える方へ

(健康福祉課)

9月17日(月)に高齢者福祉大会を開催します。

その中で、今年入籍50年目を迎えられるご夫婦をお祝いします。すでにお申し込みください。

○対象者 今年度金婚(入籍50年目)を迎えられる町内在住のご夫婦(昭和37年4月1日から昭和38年3月31日までに入籍のご夫婦)

○お申し込み期限 8月20日(月)まで

○注意 お申し込みいただいた方をお祝いしておりますので、対象の方は忘れずにお申し込みください。

○その他 五霞町に本籍地がない方は、戸籍謄本(婚姻期日が明記されているもの)をご持参ください。

○お申し込み・お問い合わせ 高齢者支援G(内線239)

さかいふるさと祭り(花火大会)開催に伴う駐車場の開放について

町では、今年度から「さかいふるさと祭り(花火大会)」の後援として参画することになりました。当日は、花火大会の実施に合わせて山王スーパー堤防の駐車場を開放しますので、ご利用ください。

日時 7月22日(日)

午後6時から駐車場開放

午後7時30分から花火打上げ

※荒天の場合は翌日順延

○開放場所 山王スーパー堤防 駐車場(200台程度)

○その他 駐車の際は係員の指示に従ってください。



お問い合わせ

・実施の有無に関すること

・境町観光協会 ☎(81)1319

・駐車場に関すること

・地域産業G(内線261)

高血圧予防相談の開催について

(健康福祉課)

日頃から血圧が気になるけど、どんなことに気をつけたらよいのかわからない方、ぜひご利用ください。保健師・栄養士による健康相談・栄養相談を行います。

成人健康相談も同時開催します。健診や検査の結果のことも、ご相談ください。

○日時 7月23日(月)

午前10時から11時30分まで

○持ち物 ご家庭の味噌汁(汁のみお玉1杯分程度)、健康手帳もしくは血圧手帳(お持ちの方)、健診結果表など

○場所 保健センター

○お問い合わせ

保健センター ☎(84) 1910

子育てしながら働きたい方を応援します

(健康福祉課)

ハローワーク古河には、「マザーズコーナー」があります。お子様連れでも安心して、待たずにお仕事の相談ができるよう予約担当制を基本に行っています。お気軽にご利用ください。

○お問い合わせ

ハローワーク古河

☎(32) 0461

・ 社会福祉G (内線237)

下妻特別支援学校

ふれあい教室開催のお知らせ

(健康福祉課)

○日時 7月23日(月)、11月1日(木) 午前9時30分から11時30分まで

○場所 茨城県立下妻特別支援学校 (下妻市半谷492-14)

○対象 発達や運動機能に不安のある就学前のお子さんとその保護者

○内容 みんなで遊ぼう・情報交換など

○お申し込み方法 7月の参加は7月17日(火)、11月は10月25日(木)までに所定の参加申込書または下妻特別支援学校へ電話でお申し込みください。参加申込書は健康福祉課にあります。

○お問い合わせ
下妻特別支援学校
☎0296(44) 1800

募集

8020高齢者のよい歯のコンクールについて

(健康福祉課)

県歯科医師会では、県民の生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを目指した「8020・6424運動」の一環として、高齢者のよい歯のコンクールの参加者の募集を行います。

○対象者 昭和7年3月31日以前の生まれで(80歳以上)、自分の歯を20本以上お持ちの方(治療されていても結構です。)

○応募期限 7月20日(金)

○お申し込み・お問い合わせ 茨城県歯科医師会
☎029(252) 2561

親子料理教室の開催について

(健康福祉課)

親子で料理をつくり楽しいひとときを過ごしませんか。

○日時 7月27日(金)

午前10時から午後1時まで

○対象者 小学校低学年児童と保護者(先着10組)

○参加費 1人100円

○場所 保健センター

○お申し込み期限 7月24日(火)まで

○お申し込み・お問い合わせ 保健センター

(食生活改善推進会事務局)
☎(84) 1910

相談

消費生活相談窓口変更のお知らせ

(産業課)

役場小会議室で開設していた相談窓口ですが、7月から次のとおり相談場所を変更しますので、お知らせします。

相談窓口では、専門の相談員が町民のみなさんの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。専門の相談員への相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご利用ください。

○日時 7月11日(水)

午前9時から午後4時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

○場所 福祉センター
ひばりの里 相談室

○お問い合わせ 地域産業G (内線262)

生活相談のお知らせ

(総務課)

隣保事業(生活相談員)による生活相談(人権・福祉・教育・就業等)を実施しております。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○相談場所

・ ふれあいセンター

・ 堀之内集会所

※各相談所の相談日時等につきましては、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

○お問い合わせ

ふれあいセンター

☎(84) 3595

木造住宅の耐震診断を支援します！

この事業は、次の条件を満たす木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合、専門的知識を有する「木造住宅耐震診断士」を派遣して耐震診断を行い、木造住宅の耐震性能の確認や耐震化の意識啓発を図ることを目的とした事業です。

○対象住宅

耐震診断の対象となる住宅は、町内に建築されていて、次の要件の全てに該当するものです。

また、対象住宅の所有者が税の滞納をしていないことが条件です。(所有者が複数の場合は代表者)

(1) 一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅(床面積の2分の1以上が住宅であるものに限る。)で、2階建て以下のもの。

(2) 昭和56年5月31日以前に着工され、建築確認を受けて建築されたもの。ただし、建築時において建築基準法に該当しなかった場合を除く。

(3) 在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの。(丸太組工法及びプレハブ工法

など)のような特殊な工法により建築されているものは対象外)

(注1)この耐震診断は、地震での倒壊の可能性や補強の必要性について行うものですので、東日本大震災による被害状況を診断するものではありません。被災度区分判定を希望する場合は、各自で建築士事務所などへお申し込みください。

○診断費用(個人負担)

一戸あたり2,000円

○募集戸数

先着20戸

○お申し込み期間

7月9日(月)から8月10日(金)まで(閉庁日を除く。なお、定数に達し次第終了します。)

○受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

○必要書類

(1) 申込書

(2) 建築時期及び延床面積が確認できるもの

(3) 概略平面図(建築確認申請書があればその写し)

○お申し込み方法

申込書を建設環境課または町ホームページからダウンロードをした申請書に、所定の事項を

記入の上、建設環境課までお申し込みください。

○お申し込みから診断までの流れ

(1) 申込受付後に、内容の確認を行い、派遣住宅と派遣する木造住宅耐震診断士を決定します。

(2) 派遣の有無にかかわらず、町から申込者に通知を送付します。(派遣が決定した方につきましては、派遣決定通知に個人負担金納入のご案内も同封します。)

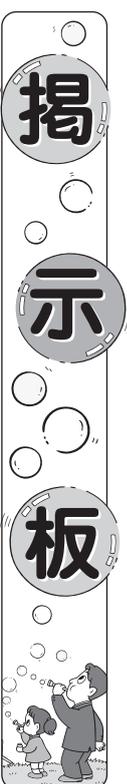
(3) 派遣が決定した方には、診断士が直接日程の調整を行います。円滑な日程調整と診断にご協力をお願いします。

※ご注意ください

町で関係している木造住宅の耐震診断助成は本制度のみです。派遣する木造住宅耐震診断士が、補強工事の見積の提示や補強工事の契約の勧誘をすることはありません。疑わしいセールス等には十分ご注意ください。

○お問い合わせ及び受付窓口

建設環境課 建設都市計画G
☎(84)3347(直通)



環境影響評価書の縦覧について

幸手市大字平須賀・大字神扇地区ほかで計画されている産業団地整備に関し、埼玉県条例に基づき環境影響評価書の縦覧を行います。

○縦覧期間

7月27日(金)から8月10日(金)まで(閉庁日除く)

○場所

五霞町役場 建設環境課ほか

※評価書は、埼玉県ホームページでも見ることが出来ます。

○お問い合わせ

埼玉県企業局地域整備課
☎048(830)7117
☎048(825)2920

平成24年度 甲種防火管理再講習会のお知らせ

○日時

8月7日(火) 午後1時から4時まで

○場所

古河市中央運動公園総合体育館会議室

○受講料

1,700円(テキスト代) ※申請受付時に徴収。

○定員

70名

○申請受付

7月9日(月)午前8時30分から(印鑑持参、定員になり次第締め切ります。)

○その他 特定防火対象物(収

容人員300人以上)の甲種防火管理者は、受講後5年以内に再講習が必要となります。

○申請・お問い合わせ

古河消防署予防係
☎(47)0120

7月1日から茨城空港

「茨城―那覇線」が就航

札幌、神戸に続き、「茨城―那覇線」がいよいよ7月1日(日)から9月30日(日)までの期間、季節定期便として1日1往復運航されます。ぜひこの機会に、茨城空港を利用したご旅行などを計画してみてください。

茨城⇒那覇
12:45 → 15:50
那覇⇒茨城
9:30 → 12:05

○茨城から神戸線

(毎日2往復運航)

○茨城から札幌(新千歳)線

(毎日2往復運航)

運航ダイヤ、料金などについては、スカイマークに電話(☎050(3116)7370)またはホームページ等でご確認ください。

○お問い合わせ

茨城県空港対策課
☎029(301)2761

■茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防官採用試験案内

平成25年4月1日採用の消防官を募集します。

○採用予定人数

消防職、若干名

○受験資格

昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人。高校、短大（高等専門学校、専修学校含む）、大学を卒業した人または平成25年3月卒業見込みの人等

○身体的要件

- ・身長 おおむね160cm以上
- ・体重 おおむね50kg以上
- ・胸囲 身長のおおむね2分の1以上
- ・視力 矯正視力を含み両眼で0.7以上、かつ一眼でそれぞれ0.3以上であること、赤色、青色及び黄色の色彩の認識ができること。
- ・聴力 左右とも正常であること。
- ・その他 心身ともに健康で消防官として職務を遂行するために必要な能力と体力があることと認められることなど。

○受験お申し込み期間

7月9日(月)から8月3日(金)まで
※郵送は8月3日消印まで有効

午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日・祝日除く)

○試験日及び試験会場

・第1次試験

【体力試験】9月15日(土)

古河市生涯学習センターにて
【教養・作文試験、適性検査】
9月16日(日)

古河市役所三和庁舎にて

・第2次試験

10月下旬予定(面接試験)

○試験申込書等の請求

消防本部及び古河、総和、下妻、坂東消防署並びに広域圏内の各消防分署に用意してあります。

※詳細内容については、お問い合わせください。

○お申し込み・お問い合わせ

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部総務課
☎(47)0124

■平成25年4月開校の古河地区中等教育学校(仮称)第3回学校説明会開催のお知らせ

○日時 8月2日(木)

○日程

- 第1回 午前9時30分から10時30分まで
- 第2回 午後12時30分から1時30分まで
- 第3回 午後3時から4時まで

○場所

古河市中央運動公園総合体育館
※上履き用意。駐車場約500台

○説明内容

学校概要及び入学希望者等

○対象 参加希望者(特に制限はありません)

○お申し込み

ホームページ <http://www.kogak6.com> をご覧ください。

○お問い合わせ

古河地区中等教育学校開設準備室(総和高等学校内)
☎(92)4551

■メンタルヘルス対策支援センター事業を活用しましょう

今、働く人の6割が「こころの疲れ」を感じていますが、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は3割に過ぎません。メンタルヘルス対策への「取り組み方がわからない」「専門のスタッフがいない」等について精神科医、産業カウンセラー等が無料で助言や支援をします。ぜひご利用ください。

○お問い合わせ

メンタルヘルス対策支援センター
☎029(300)6030

■裁判所職員一般職試験(高卒者試験)案内

○受付期間 7月17日(火)から7月26日(木)まで

※申込書は、必ず簡易書留郵便で提出してください。(26日消

印有効)

○受験資格 平成24年4月1日において高等学校卒業後2年以上の方及び平成25年3月までに高等学校を卒業する見込みの方

○第一次試験日 9月16日(日)

○第二次試験日 10月中旬から下旬

○第二次試験科目

作文試験

○第二次試験種目

人物試験(個別面接)

○お問い合わせ 水戸地方裁判所事務局
総務課人事第一係
☎029(224)8421
インターネットアドレス
<http://www.courts.go.jp/>

■土浦産業技術専門学院(オープンキャンパス)

○日時 7月24日(火)
8月28日(火)、8月29日(水)

午後1時30分から
(受付 午後1時から)

○訓練科 機械技術科、自動車整備科、情報技術科、コンピュータ制御科、

○対象者

高校生または当学院を受講希望される方

○場所 土浦市中村西根番外50

○お申し込み・お問い合わせ 土浦産業技術専門学院
☎029(841)3551

町税等夜間収納窓口の開設について

平日の日中、お仕事等で町税等の納付ができない方のために、次のとおり町税等の収納窓口の受付時間を延長しておりますので、ぜひご利用ください。

なお、7月から夜間収納に限り、学校給食費も役場でお預かりします。

○開設日 7月31日(火)午後7時まで

○場所・お問い合わせ

対象税等	町税等学校給食費	介護保険料	保育料	上下水道料金	下水道受益者負担金
担当課(場所)	町民税務課教育委員会(役場)	健康福祉課(役場)	健康福祉課(役場)	上下水道課(川妻浄水場)	上下水道課(川妻浄水場)
担当グループ	税務G 学校教育G	高齢者支援G	社会福祉G	水道G 下水道G	下水道G
電話	☎(84)1966	☎(84)0006	☎(84)0006	☎(84)3000	☎(84)3000

The

健康応援隊!.....♡

タバコと健康

もう何年もタバコを吸っているのだから、今さら禁煙なんて...と思っていないませんか。

習慣的にタバコを吸っている方が、禁煙を始めると、その直後から身体が健康の回復に向けて動き始めます。

- ・20分後 血圧と脈拍が正常に
- ・8時間後 血液中の酸素濃度が上がる
- ・24時間後 心臓発作の危険性が減る
- ・2日後 匂いと味の感覚が良くなる
- ・3日後 呼吸が楽になる
- ・肺活量が増える
- ・2週間後 体の血液の流れが改善
- ・3カ月後 肺の機能が上がり、息切れが軽減

10年から15年後には、さまざまな病気にかかる危険性が、非喫煙者と同じくらいに近づいてきます。

体への効果だけではありません

○タバコを吸う場所を探す必要がなくなる

○タバコ分のお金を他に使える
○服や口のタバコ臭から解放される

○受動喫煙の害から、家族を守ることができる
など、メリットがたくさんあります。

平成22年国民健康・栄養調査の結果によると、習慣的にタバコを吸っている人は、男性32.2%、女性8.4%で、前の年よりも減ってきています。そのうち、やめたいと思っています人は37.6%という結果でした。
タバコは健康によくないと分かっているにもかかわらず、禁煙が続かないのは、タバコに含まれる有害物質「ニコチン」のせいです。意思の弱さではありません。

タバコを吸っている本数や年数など、一定の基準を満たすと、禁煙外来のある病院では、保険診療として治療を受けることができます。

禁煙の効果はその日から現れてきます。1回のチャレンジで成功する人は稀です。成功するまで何度でも、チャレンジしてみてください。

(健康福祉課 保健師)

学校コーナー

体験が人を育てる



五霞東小学校

新学期が始まり、様々な行事がスタートし、子どもたちはたくさんさんの体験を積み重ねました。

体験学習のねらいは、体験を通じて学習者が自ら何を気づくかということにあります。したがって、必ず正解があるということではなく、その体験の過程のなかで、何に気づき感じ、そして行動し、自分を理解して自分自身の変容を促すことを目指しています。いくつか行事の様子をお伝えします。



2年 大関 菜月
おやまえきで、はじめてでん車のキップをかいました。じぶんでかうのがはじめてです。でん車にのるときは、どきどきしました。うんてんしさんが見えました。はんの友だちと行って、すごく楽しかったです。



6年 木村 雪乃
鎌倉での班別行動では、地図が読めるだろうか、班の人からはぐれないだろうかかと心配しました。でも当日は、地図が分からない時は、近くの人に聞き、はぐれそうな所は、みんなでかたまってということがんばりました。そうしたら、計画通りの所へ行けました。男女で協力してできたので一生の思い出です。



3年 園田 優羽
つくば山にのぼって、たくさんうれしかったことがあります。一つ目は、岩にのぼれない時に、めいさんとみゆうさんにたすけてもらったことです。二つ目は、すべっちゃった時に、「だじょうぶ？」と声をかけてくれたことです。三つ目は、ちよう上にいった時です。とてもつかれたけど、「やっとついた!」と思いました。四つ目は、みんながケガなく帰ってきたことです。

ご意見・ご要望をお待ちしています。

あて先
●町長(直通)
FAX 84-1550
●総務課広報担当
☎84-1111(内線227)

7月の納税		納期限: 7月31日(火)です	
固定資産税	2 期	町民税務課	税務G 内線252
国民健康保険税	1 期	町民税務課	税務G 内線253
後期高齢者医療保険料	1 期	町民税務課	税務G 内線252
介護保険料	1 期	健康福祉課	高齢者支援G 内線239
保育料	7 月分	健康福祉課	社会福祉G 内線237
学校給食費	4 期	教育委員会	学校教育G ☎84-1462

人口と世帯		※()内は前月比
総人口	9,345人	(-3)
男	4,681人	(-7)
女	4,664人	(+4)
世帯数	3,118世帯	(±0)
(6月1日現在 住民基本台帳から)		

日	月	火	水	木	金	土
1	2 可燃ごみ ドッジボール大会 (南児童館) 道の駅ごか(定休日) 西南	3 缶類 親子ヨガ教室 (ふれあいセンター) 西南	4 可燃ごみ 1歳6か月児健診 (保健センター) 西南	5 ビン類・ペットボトル 星に願いを (西児童館) ママといっしょ (南児童館) ふれあいハート教室 (保健センター) 西南	6 可燃ごみ ちびっこ広場 (西児童館) がん検診・特定健診 (保健センター) 西南	7 がん検診・特定健診 (保健センター) 西南
8 がん検診・特定健診 (保健センター) 西南	9 可燃ごみ 西南	10 紙類 親子ヨガ教室 (ふれあいセンター) 西南	11 可燃ごみ 消費生活相談窓口 (ひばりの里) 西南	12 不燃性粗大ごみ 手作りクッキング (西児童館) ママといっしょ (南児童館) 西南	13 可燃ごみ すくすく相談 (保健センター) 西南	14 第31回五霞近隣パ レースポーツ少年団 大会 (五霞中学校体育館) 西南
15	16 可燃ごみ 海の日 友愛	17 缶類 みんなでクッキング (南児童館) 親子ヨガ教室 (ふれあいセンター) 道の駅ごか(定休日) 西南	18 可燃ごみ 避難訓練 (西児童館) 3～5か月児健診 (保健センター) 西南	19 ビン類・ペットボトル ママといっしょ (南児童館) 乳がん子宮がん検診 (保健センター) 西南	20 可燃ごみ お楽しみ会 (南児童館) 乳がん子宮がん検診 (保健センター) 西南	21 そうめん流し (西児童館) 西南
22 第31回五霞近隣ミニ バスケットボールスポ ーツ少年団大会(女子) (B&G海洋センター) さかいふるさと祭り (花火大会) 西南	23 可燃ごみ 高血圧予防相談 成人健康相談 (保健センター) 西南	24 可燃性粗大ごみ 輪投げで遊ぼう (南児童館) 西南	25 可燃ごみ 西南	26 不燃ごみ シャボン玉飛ばそう (南児童館) わくわく元気づくり (保健センター) 西南	27 可燃ごみ 親子料理教室 (保健センター) 西南	28 第31回五霞近隣野 球スポーツ少年団大 会 (丸池台球場・五霞中 学校野球場) 西南
29 第31回五霞近隣野球ス ポーツ少年団大会 (丸池台球場・五霞中 学校野球場) 第31回五霞近隣サッカ ースポーツ少年団大 会 (五霞西小・五霞中 学校グラウンド) 西南	30 可燃ごみ 西南	31 缶類 キラキラシャボン玉 (西児童館) 町税等夜間収納窓口 (各窓口) 西南				

小児医療 輪番制 **西南** : 茨城西南医療センター病院(境町) ☎(87)8111 **友愛** : 友愛記念病院(古河市) ☎(97)3000
 ※輪番日及び時間…月・火・水・木・土曜日：午後6時～午後11時、日曜日・祝日：午前9時～午後4時
 ※実施時間外の外来につきましては、つくば市筑波メディカルセンター病院でも小児医療を対応しています。

▼茨城子ども救急電話相談 毎日の夜間/18時30分～23時30分
 休日の昼間/9時00分～17時00分
#8000 (プッシュ回線の固定電話・携帯電話から) ※日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)
☎029(254)9900 (すべての電話から)

▼茨城県救急医療情報コントロールセンター
 医療機関をお探しのときは……
☎029(241)4199 (年中無休/24時間)

我が家の主役
 るあ **流空くん**
 平成22年2月8日生
 松本正行・ゆみさん
 (原宿台)の長男
 (父母のひと言)
 いつも元気で明るい流空くん。
 これからも元気で優しく、笑顔いっぱいな
 子になってね。



東日本大震災義援金について
 平成24年9月30日(日)まで受
 付期間を延長いたします。
 引続き、皆様のご協力をお願
 いします。お預かりした義援金
 は、日本赤十字社茨城支部に送
 金し、被災者への生活支援や見
 舞金に使われます。
 ○義援金送金額
 1,178,779円(6月13日現在)

土曜窓口業務を行っています

土曜日(祝日を除く)の午前8時30分から正午まで一部窓口業務を行っています。ぜひご利用ください。

▼申請・請求できる方▼

- 住 民 票 ……本人及び同一世帯の方
- 戸 籍 謄 本・抄 本 ……本人かその配偶者、直系尊属、直系卑属の方
- 印 鑑 証 明 ……印鑑登録証をお持ちの方

※住民票、戸籍謄本・抄本は、委任状をお持ちの方も申請できます。

○お問い合わせ 町民税務課 町民グループ ☎(84)1965



ホームページ <http://www.town.goka.lg.jp/>
 Eメール mail@town.goka.lg.jp
 ■発行/五霞町役場 〒306-0392
 茨城県猿島郡五霞町大字小福田1162-1 ☎0280(84)1111(代)